

令和6年自転車指導啓発重点地区・路線

【鎌倉警察署】

① 県道21号（横浜鎌倉）



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

② 御成町地区



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 県道21号（横浜鎌倉）

【選定理由】

管内で最も車両の通行量が多い道路であり、歩道幅員が広く、自転車通行可となっているため、歩行者優先意識の欠如による自転車に関する交通事故の発生があり、重大事故につながる恐れがあるため。

自転車が関係する人身交通事故令和5年中3件発生

② 御成町地区

【選定理由】

鎌倉市役所、行政施設や鎌倉駅周辺に駐輪場が多くあるため、通勤・通学での自転車利用者の交通ルール無視が散見され、取締りの要望が多数あるため。

歩行者優先の意識付け

自転車もルールを守って安全に！

《自転車安全利用五則》

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車利用者の多い交通違反形態

- 一時不停止
- 携帯電話機を使用しながらの運転
- 歩道での歩行者妨害等
- 右側通行

等…



～ヘルメット かぶるだけでも 救える命～